平成２６年（フ）第１２６８号
名古屋市港区小割通２丁目50番地　ヨイマンション607号
債務者　黒木　　修（旧姓上田）
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１３３号
山口県下関市梶栗町５丁目16番17号　ワンケイマンション３Ｄ、住民票上の住所北九州市八幡西区永犬丸４丁目７番29号
債務者　久保　嘉章
1　決定年月日時　平成26年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２６年（フ）第２６４号
大分県別府市石垣西７丁目２番17―403号　花菊ビル
債務者　安部　孝信
1　決定年月日時　平成26年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１４５号
富山市水橋中村町２番地２　市営住宅１棟401号
債務者　兼浦　初江
1　決定年月日時　平成26年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月10日まで　富山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１５０号
富山市水橋辻ヶ堂707番地３
債務者　澤井　麻矢
1　決定年月日時　平成26年10月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月10日まで　富山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１４１２号
名古屋市北区山田４丁目16番17号　県営矢田住宅306号
債務者　奈良　博史
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月12日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１４６０号
名古屋市中川区一色新町２丁目2006番地　ウエストサイドガーデンＥ棟Ｅ号
債務者　奥村　美子
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月12日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１０４０号
名古屋市中川区中島新町２丁目801番地　県営中川住宅５棟819号、従前の住所名古屋市中川区中郷２丁目36番地　シャルマンドミール105号
債務者　大野未咲子
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１４４２号
愛知県瀬戸市神川町130番地の１　レオパレス前田Ⅰ107、従前の住所三重県いなべ市大安町南金井1718番地１　パインズモス110号
債務者　谷　　幹也
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１４７５号
愛知県日進市赤池５丁目2004番地　メゾンデュオ赤池Ⅰ棟202
債務者　安田　眞広
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１４８２号
愛知県清須市西枇杷島町地領１丁目９番地１　ビューパレス西枇杷島202号、従前の住所愛知県春日井市西本町１丁目10―４　Ｂｌｏｏｍ205号
債務者　伊勢佳緒理
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５００号
熊本市西区春日５丁目12番16号
債務者　正代　孔紀
1　決定年月日時　平成26年10月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１４２７号
名古屋市名東区野間町87番地　フォレスト高針１Ｆ号
債務者　立松　照義
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５３９号
宮城県黒川郡富谷町東向陽台２丁目６番10―101号
債務者　岩槻　優太
1　決定年月日時　平成26年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月５日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第５６３号
宮城県黒川郡大和町もみじケ丘３丁目31番地の７
債務者　尾張　和美
1　決定年月日時　平成26年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月５日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第２８９号
新潟市江南区城山１丁目７番27号
債務者　岸本　　弘
1　決定年月日時　平成26年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月５日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２９２号
新潟県燕市米納津3180番地の28
債務者　味村　清史
1　決定年月日時　平成26年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月５日まで　新潟地方裁判所民事部